

## 入札説明書

令和元年札幌市告示第2166号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年4月17日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係  
電話011-211-2492 FAX011-218-5114

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和3年9月30日まで

(4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

(7) 国又は地方公共団体が発注した、バリアフリー基本構想やこれに類する計画又は都市・地域総合交通戦略の策定に係る業務を元請として履行した実績があること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階  
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係  
電話011-211-2492 FAX011-218-5114

(2) 入札の日時及び場所 令和2年5月13日（水）13時30分

札幌市役所本庁舎5階北西側会議室

(3) 入札書の提出方法

上記(1)あてに上記(2)の日時まで送付により提出すること（必着。持参可。電送による提出は認めない。）。

なお、提出する場合は、以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年5月13日（水）13時30分開札「令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記(1)あてに令和2年5月13日（水）13時30分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和2年5月13日（水）13時30分開札「令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記(1)あてに令和2年5月13日（水）13時30分までに送付しなければならない。

- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
- ア 提出方法 「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」(様式1)を用いて、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。
  - イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和2年5月1日(金)17時15分までに提出すること
  - ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。
- (5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
  - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
  - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札
- ア 開札は、原則として入札者又はその代理人は立ち会わず、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
  - イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
  - ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
  - エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
  - オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等
  - ア 落札者の決定  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
  - イ 同額抽選  
落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
  - ウ 入札参加資格の審査  
落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。  
落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
  - エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い  
上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、

落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>) に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- イ 同種業務等実績書（様式3）
- ウ 競争参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の  
見直しに係る部会運営・計画策定業務  
仕 様 書

1 業務の背景・目的

札幌市では、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、平成21年3月に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定し、適宜見直しを経てきたところであり、令和元年度より、新たな見直しに向けた検討会を開催しているところである。

本業務は、過年度の調査結果や各事業者等の意見などを踏まえ、札幌市福祉のまちづくり推進会議が設置する「第5次 札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会」の運営（事前協議資料・検討資料・協議会資料の作成、意見のとりまとめなど）を行うとともに、「第5次 札幌市バリアフリー基本構想」改訂案を作成し、報告書として取りまとめるものである。

2. 想定検討スケジュール

- |          |     |   |
|----------|-----|---|
| 令和元年8月   | ・・・ | 推進会議（第11期）の委員決定                         |
| 令和元年12月  | ・・・ | 推進会議<br>(検討部会の設立、部会員の決定、概要の説明)          |
| 令和2年2月   | ・・・ | 第1回検討部会<br>(基本理念、重点整備地区の追加・拡充)          |
| 令和2年6月頃  | ・・・ | 第2回検討部会<br>(基本理念、生活関連施設、重点整備地区における整備状況) |
| 令和2年9月頃  | ・・・ | 第3回検討部会<br>(生活関連経路、ソフト施策)               |
| 令和2年12月頃 | ・・・ | 第4回検討部会<br>(各施設の整備方針、改正のポイント整理)         |
| 令和3年3月頃  | ・・・ | 第5回検討部会<br>(基本構想の改定案の検討)                |
| 令和3年5月頃  | ・・・ | 庁内調整                                    |
| 令和3年7月頃  | ・・・ | パブリックコメントの実施                            |
| 令和3年8月頃  | ・・・ | 第6回検討部会<br>(基本構想の改定案の確認)                |
| 令和3年9月頃  | ・・・ | 基本構想の改定                                 |

本業務で行う内容

### 3. 業務内容

#### (1) 検討部会における資料の作成

- ・「2019 年度バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務」及び「平成30 年度バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務」の内容等を踏まえ、業務主任と協議の上、検討部会の資料（パワーポイントを基本とする）を下記のとおり作成する。

##### <第2回検討部会>

- ・前回の振り返り
- ・理念の確認
- ・生活関連施設の更新及び整備対象の追加について
- ・重点整備地区におけるバリアフリー化の進捗について

※上記資料の素案については、令和元年度業務で作成済みのため、業務主任と協議の上、資料の修正を適宜行う。

##### <第3回検討部会>

- ・前回の振り返り
- ・生活関連経路の基本的な考え方について
- ・ソフト施策の展開について

##### <第4回検討部会>

- ・前回の振り返り
- ・各施設の整備方針について
- ・改定に係るポイントの整理

##### <第5回検討部会>

- ・前回の振り返り
- ・基本構想の改定案の検討

##### <第6回検討部会>

- ・前回の振り返り
- ・パブリックコメントの内容確認
- ・最終的な基本構想改定案の確認

#### (2) 第5次 札幌市バリアフリー基本構想改定素案の作成

- ・過年度業務や各検討部会で議論された内容及び庁内調整の結果等を踏まえ、パブリックコメントに向けて第5次 札幌市バリアフリー基本構想の改定素案を作成する。

(3) パブリックコメントの結果の整理及び第 5 次 札幌市バリアフリー基本構想改定案の作成

- ・パブリックコメントの結果を整理すると共に、整理した各意見等の内容を踏まえ、業務主任と協議の上、改定素案を修正し、改定案を作成する。

(4) 第 5 次 札幌市バリアフリー基本構想の概要版（案）及び地区別概要版の作成

- ・第 5 次 札幌市バリアフリー基本構想の概要版（案）及び、区別の重点整備地区図及び生活関連経路の状況をまとめた「バリアフリー化推進マップ（案）」を作成する。

(5) フィールドチェックに係る記録

- ・札幌市で主導する障がい者等による市内のバリアフリー状況のフィールドチェック（同一重点整備地区内の 3 か所程度を想定）に同行し、写真記録・参加者の意見の取りまとめを行う。

(6) 生活関連経路の検討・調査

- ・業務主任と協議し、生活関連経路の整理のために検討が必要と考えられる道路（5km 程度）について、必要に応じて現地調査を行い、生活関連経路の設定に係る検討を行う（次頁交通量調査結果からの追加路線の可能性あり）。
- ・上記の他、検討部会の中で新たに生活関連施設や生活関連経路で現地の追加調査を行う必要のある箇所が生じた場合は、業務主任と協議の上、調査を行う。
- ・生活関連経路のカテゴリー分けなど行い、延長精査・集計を行う。

< 現地調査内容の詳細 >

- 調査対象路線:業務主任と協議し、H30 業務及び R1 業務で調査を行っておらず、かつ、調査が必要と考えられる道路

- 調査項目

「歩道」 総幅員、有効幅員、横断勾配、縦断勾配、横断歩道の有無、支障物件の状況、未処理用地の有無等

「車道」 幅員、未処理用地の有無、中央集水有無、橋梁の有無

「公園」 経路上にある公園の配置状況。

「その他」 バリアフリー整備にあたり課題となる箇所の写真撮影。

「施設」 H30 年度業務により選定された対象施設の場所や入口位置などを把握。

集計方法の生活関連経路現況調査図へのプロット

- 集計方法

- ①生活関連経路現況調査調書（別添 1）

- ・生活関連経路の路線名、位置図、現況調査情報の入力。
- ・バリアフリー整備の可能性の判定。
- ・留意すべき点を備考に記入、留意すべき箇所の写真の添付。

- ②生活関連経路現況調査図（別添 2）

- ・対象区間の道路台帳をコピーしたものに、現況調査情報記入。

- ・振替・追加候補経路については、経路上に公園がある場合、公園の配置状況を記入し、公園と生活関連経路の位置関係がわかる写真を添付

### ③調査対象地区総括表（別添3）

- ・①により判定した「バリアフリー整備の可能性」の表を作成（生活関連経路のカテゴリー分けなども行う）。
- ・①により判定した「バリアフリー整備の可能性」を地図上で整理。
- ※①及び②は、生活関連経路を100m程度に区切って作成する。
- ※③は、調査対象地区毎に作成する。

## < 調書等の作成の留意点 >

### ①生活関連経路現況調査調書（別添1）

- ・バリアフリー整備の可能性の判定は、別添4の表を基準とする。
- ・円滑化基準を満たさない箇所や、一時停止の規制などが無く、生活関連経路として危険と判断される箇所については、撮影した写真を添付するとともに、備考欄にその内容を記入する。
- ・円滑化基準を満たしていない箇所については、円滑化基準を満たすために必要な対策を、備考欄に記入する。
- ・円滑化基準を著しく満たしていない道路では、迂回路について検討し、迂回路がある場合については、業務主任と協議の上、迂回路に関する調査調書を作成する。

### ②生活関連経路現況調査図（別添2）

- ・円滑化基準を満たさない箇所については、道路台帳をコピーしたものに、その箇所と内容を記入する。
- ・①の写真の箇所と一致するよう、番号を記入すること。

### ③調査対象地区総括表（別添3）

- ・地図上にバリアフリー整備の可能性を整理する際は、色分けして整理するほか、表に整理した路線の箇所が分かるように整理すること。
- ・生活関連施設までの経路が、バリアフリー整備が困難なものしか無い場合は、その施設を地図上に明示すること。

※未処理用地、中央集水、橋梁の有無については、道路台帳等の資料を参考に調査を行い、記入すること。

## < 交通量調査の実施 >

以下の項目について、業務主任と協議の上、市内の合計20カ所程度の交差点の交通量調査を実施する

- 現在設定されている未整備の生活関連経路のうち、施設間を連系する路線や駅前十字路線を中心に、歩行者交通量調査を実施する。
- 生活関連経路に未登録の路線のうち、重点整備地区内の幹線道路の歩行者交通量調査を実施する。

## (7) 事例調査

- ・他都市における先進的な取り組みや基本構想見直しに向けて参考となる事例を収集し、とりまとめる。
- ・他都市における統一的なサイン計画について事例を収集し、とりまとめる。

- ・海外を含めた他都市におけるオリンピックやパラリンピックの開催及び招致に合わせたバリアフリー整備の事例を各施設ごとに収集し、とりまとめる。

#### (8) 報告書作成

- ・本業務の取りまとめを行い、報告書を作成する。

### 4. 業務期間及び各年度の業務内容

#### (1) 業務期間

業務期間は令和3年9月30日(木)までとする。なお、各作業については、関係機関等での作業等での作業期間も考慮したうえで、検討・立案作業を進めること。

#### (2) 各年度における業務内容

上記3業務内容の各年度の区分は下記の通りとする。

##### ア 令和2年度

3業務内容(1)第2～5回検討部会、(2)、(5)～(7)、(8)

##### イ 令和3年度

3業務内容(1)第6回検討部会、(3)、(4)、(8)

### 5. 業務上の注意点

本業務に係る調査については、歩行者等の妨げとならないよう、安全に十分に留意すること。

### 6. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、札幌市に提出しなければならない。

#### (1) 着手時

##### ア 業務着手届

##### イ 業務責任者等指定通知書

##### ウ 技術者等経歴書(技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること。)

##### エ 業務計画書

業務計画書については、業務概要、実施方法、工程表、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制表(緊急時を含む)、使用する主な機器、照査計画、その他必要事項等について記載することとする。

生活関連経路の検討・調査および交通量調査については、別途作業計画書を作成すること。

また、各章に示す業務の内容に関わる作業についても、その都度、札幌市業務担当職員の承諾を受けてから実施すること。

なお、業務計画書の提出に当たっては、主任技術者が立ち会うこと。



- (2) 各年度の業務完了時
  - ア 業務完了届
  - イ 成果品目録
  - ウ 成果品（報告書等）

## 7. 資料の取り扱いに関する留意事項

受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、すでに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないように十分に留意すること。

## 8. 業務責任者、技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、業務責任者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行なわなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

## 9. 成果品（提出図書）

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び検討結果等を、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理し、これら全て報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法については、適宜、業務主任の承諾を得ることとする。

報告書の提出に当たっては主任技術者が立ち会うこと。参考に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。

成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。

### (1) 提出すべき成果品

#### ア 報告書

上記3業務内容に沿って各年度の業務ごとに作成し、3(6)は別冊とすること。

#### イ 議事録

#### ウ 業務月報（業務日報）

#### エ その他業務主任から指定されたもの

### (2) 電子媒体の仕様及び数量（部分完了については別冊）

CD：正・副各1部

### (3) データの仕様（報告書、資料等）

#### ○ファイル形式

##### ア オリジナルファイル

（使用ソフトについては、事前に業務主任と協議すること）

##### イ PDFデータ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

### (4) 電子媒体に貼るラベル

以下の情報を媒体のラベルに明記すること。

- ア 業務番号（契約年度（西暦下2桁）＋業務番号）
- イ 業務名称（例：令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務）
- ウ 完了年月（例：令和3年3月）
- エ 発注者名（課名）（札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課）
- オ 受注者名（例：株式会社ABC コンサルタント）
- カ ウイルスチェックに関する情報（下記(5)参照）

#### (5) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

- ア 使用したウイルス対策ソフト名
- イ ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名
- ウ チェック年月日

### 10. 検査及び支払

- (1) 受託者は、各年度の業務が完了した場合は、上記6（2）に示す書類を速やかに提出するとともに、各年度に係る業務の完了検査を受けなければならない。
- (2) 各年度の業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵（かし）が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (3) 受託者は、各年度に係る業務の完了検査に合格したときは、各年度の業務完了分に係る支払を請求することができる。

### 11. 環境に配慮した業務履行

受託者は、札幌市の環境方針（平成22年4月1日札幌市長）のひとつである「委託業務における環境負荷の低減」の趣旨を尊重した履行に努めること。具体的には、以下の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源、省エネルギー
- (2) 廃棄物の減量・資源化・リサイクル
- (3) 環境汚染につながる緊急事態への備え
- (4) 従業員に対する以上の内容の周知教育

### 12. 貸与資料

- ・新・札幌市バリアフリー基本構想（平成26年度改定版）
- ・バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務（平成30年度）
- ・バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務（令和元年度）
- ・新・札幌市バリアフリー基本構想に関する生活関連施設調査業務 成果品一式（平成24年度）
- ・新・札幌市バリアフリー基本構想検討部会運営業務 成果品一式（平成25年度）
- ・新・札幌市バリアフリー基本構想検討部会運営業務2 成果品一式（平成26年度）
- ・札幌の都市交通データブック2018（平成30年）
- ・道路台帳の電子データ（PDF）

### 1 3. 関連計画等

- ・札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年度）
- ・第 2 次札幌市都市計画マスタープラン（平成 27 年度）
- ・札幌市立地適正化計画（平成 27 年度）
- ・札幌市総合交通計画（平成 23 年度）
- ・札幌市福祉のまちづくり条例（平成 17 年度）

生活関連経路 現況調査調査書

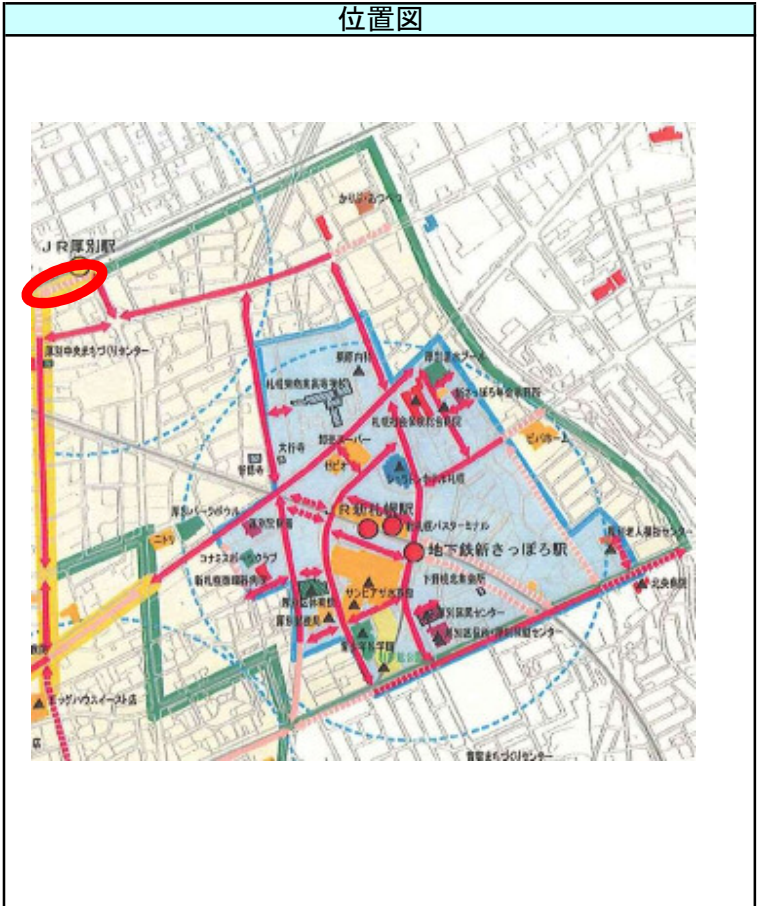
整理番号	1
重点整備地区名	厚別副都心
路線名	厚別東町31号線
延長	150 m

道路現況情報

車道幅員	全幅	8.0	m
	車線数	2	
歩道幅員	L側	全幅	2.0 m
		有効幅員(一般部)	1.8 m
	R側	全幅	2.0 m
		有効幅員(一般部)	1.8 m
横断勾配	最大勾配	4.0	%
	代表的な勾配	2.2	%
縦断勾配	最大勾配	3.2	%
	代表的な勾配	1.2	%
中央集水	×	橋りよう	×
未処理用地	なし		
バリアフリー整備可能性	E		

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員が基準を満たさない。</li> <li>横断勾配は改善可能。</li> </ul>
----	--

位置図



現地状況

①	②
<p>特に留意すべき箇所について、写真とコメントを記入する。 台帳に記入した番号と一致させること。</p>	
③	

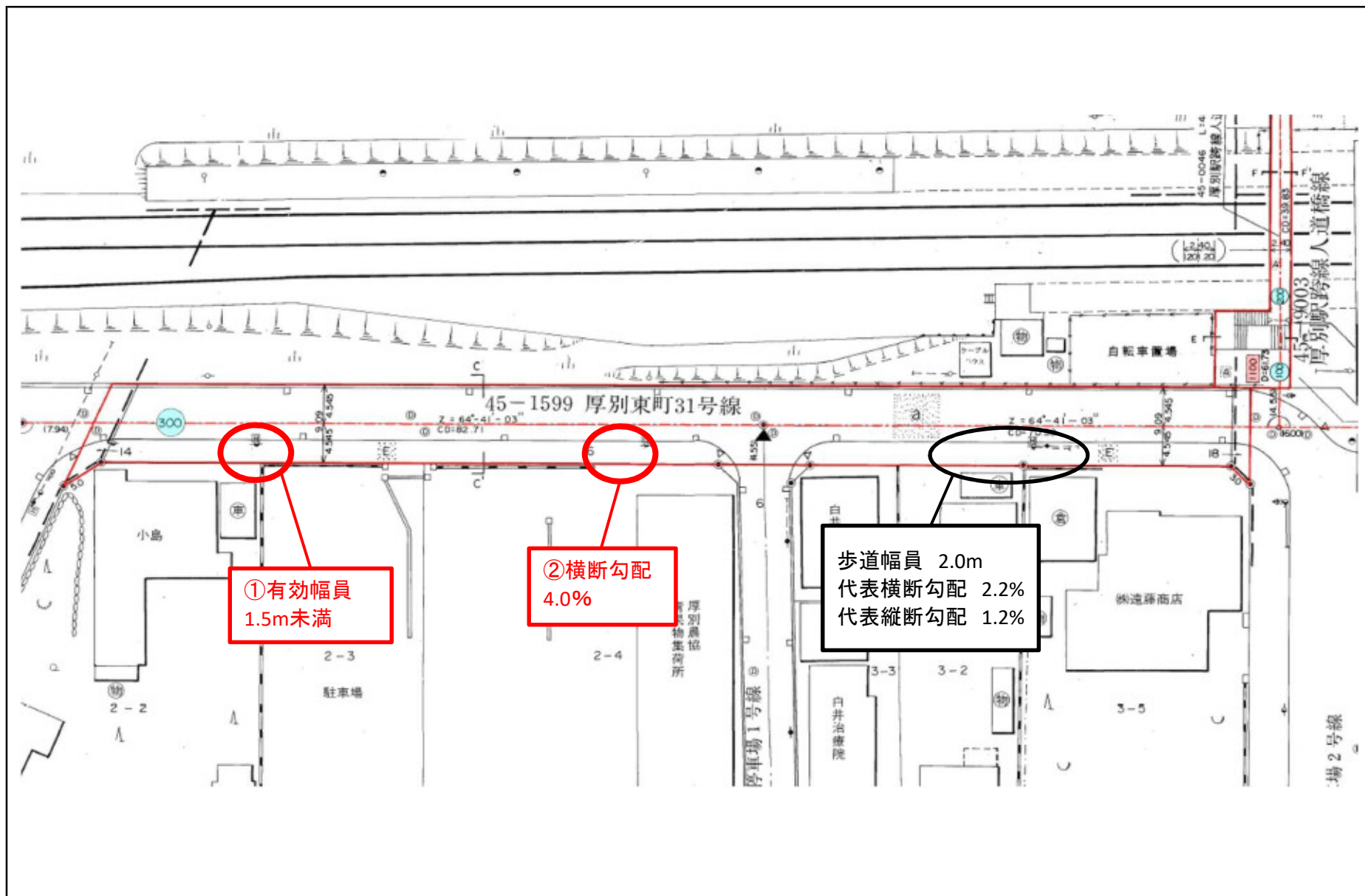
生活関連経路現況調査図

重点整備地区

厚別副都心地区

路線名

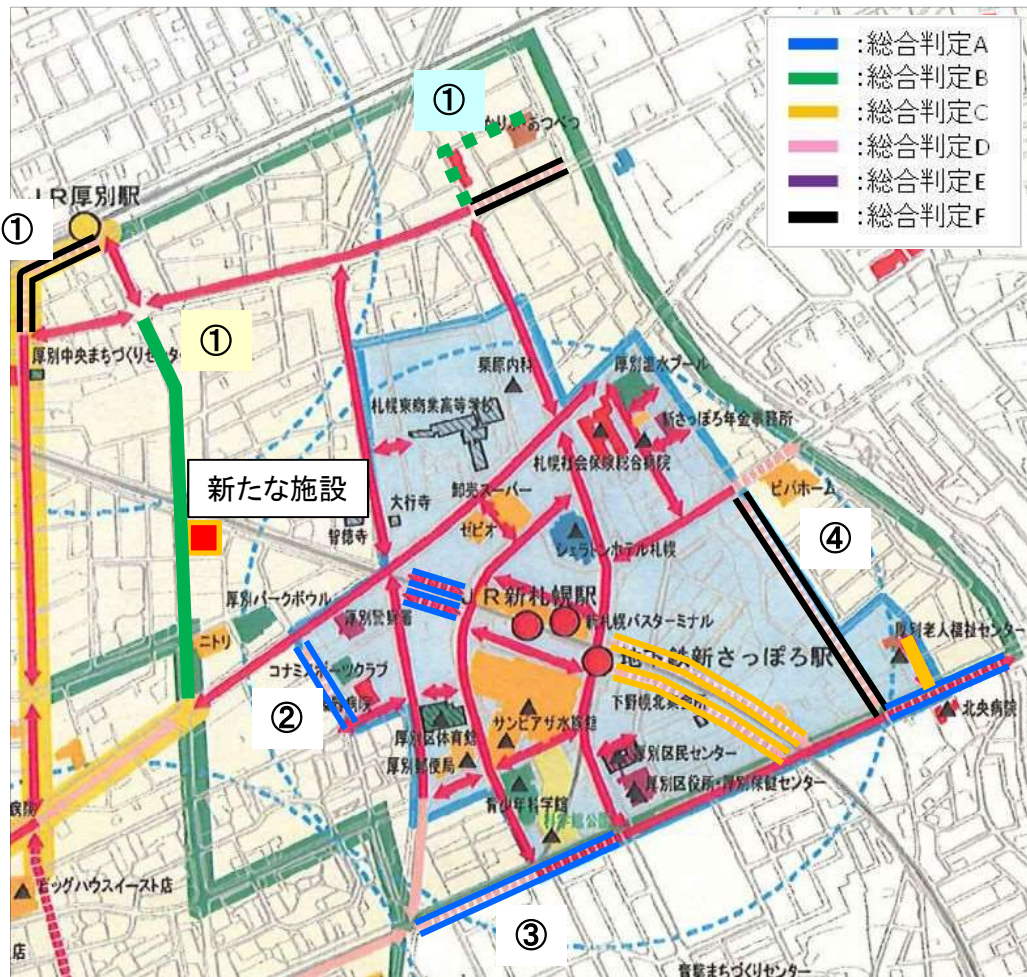
厚別東町31号線





**厚別副都心地区 路線一覧**

既存の生活関連経路			既存の生活関連経路の振替			新規施設への経路		
番号	路線名	判定	番号	路線名	判定	番号	路線名	判定
1	厚別東町31号線	C	1	下野幌団地6号線	B	1	厚別中央線	B
2	下野幌幹線	A	2	下野幌団地76号線	C	2	ひばりが丘11号線	B
3	下野幌29号線	B	3	厚別小野幌線	B	3	原始林通線	B
4	厚別平岡線	A	4	厚別停車場線	B	4	.	
5	.	.	5	.	.	5	.	
6	.	.	6	.	.	6	.	



バリアフリー整備可能性の判定基準

別添4

判定	内容	
A	有効幅員	円滑化基準を満たしている
	勾配	
B	有効幅員	円滑化基準を満たしている
	勾配	円滑化基準を満たす整備が必要
C	有効幅員	電柱等の支障物件により円滑化基準を満たしていないが、支障物件の移設により円滑化基準を満たすことが可能
	勾配	円滑化基準を満たしている
D	有効幅員	電柱等の支障物件により円滑化基準を満たしていないが、移設等により円滑化基準を満たすことが可能
	勾配	円滑化基準を満たす整備が必要
G1	有効幅員	移設等により円滑化基準を満たすことが不可能
	勾配	—
E	有効幅員	円滑化基準における経過措置1.5m以上を満たしている
	勾配	—
F	有効幅員	電柱等の支障物件により円滑化基準を満たしていないが、移設等により円滑化基準における経過措置1.5m以上を満たすことが可能
	勾配	—
G2	有効幅員	移設等により円滑化基準における経過措置1.5m以上を満たすことが不可能
	勾配	—

様式1

## 公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和 年 月 日

総合交通計画部都市交通課都市交通係 あて

会 社 名

電話番号

F A X 番号

担当者（所属（職） 氏 名 )

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日	令和 年 月 日 時 分
役務名	
質 問 内 容	

注1 質問票のあて先は、都市交通課都市交通係あてとする。

注2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。

注3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

### 回 答

回 答 内 容	



## 一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和2年4月17日付けで入札告示のありました令和2年度新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、申請者は下記1の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記2の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した、バリアフリー基本構想やこれに類する計画又は都市・地域総合交通戦略の策定に係る業務を元請として履行した実績があること。

#### 2 一般競争入札参加資格確認資料

##### 同種業務等実績書

契約書・請書の写し または  「テクリス」の登録内容確認書の写し

設計書・仕様書

その他資料 ( )

##### 競争参加資格認定通知書の写し

注1 添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。

注2 その他の資料を添付した場合は、当該資料の名称を記載すること。

# 同種業務等実績書

会社名 \_\_\_\_\_

①	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			
②	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			
③	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			
④	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			

注1 直近の業務を4件まで記載すること。

2 「テクリス」に登録している業務については、登録番号を記載すること。

3 契約書・請書の写し、または「テクリス」登録内容確認書の写しを添付すること。

4 業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他申請者が必要と判断した書類）を添付すること

5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る調査・検討業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所  
商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委任状

年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
委任者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

調達件名 令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに  
係る調査・検討業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任  
します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。  
2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。  
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

印紙  
貼付

# 契 約 書

役務の名称 令和2年度 新・札幌市バリアフリー基本構想の  
見直しに係る調査・検討業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、  
（以下「受託者」という。）は、  
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履行期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を  
保有する。

年 月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

## 役務―第6号様式 役務契約約款

### (総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

### (監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

## 役務―第6号様式 役務契約約款

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、別表に定める年度ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定める年度ごとの契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日

## 役務—第6号様式 役務契約約款

数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
  - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
  - (1) 役務が履行不能であるとき。
  - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することがで



## 役務—第6号様式 役務契約約款

きないとき。

(4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この

## 役務—第6号様式 役務契約約款

場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

## 役務一第6号様式 役務契約約款

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

役務一第6号様式 役務契約約款

別表

年度	支 払 金 額
令和2年度	円
令和3年度	円